

平成26年(㉟)第36号 川内原発稼働等差止仮処分命令申立事件

準備書面1
(避難計画について)

平成26年7月23日

鹿児島地方裁判所 民事第3部 御中

債権者ら訴訟代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

外

1 はじめに

事故発生時の周辺住民全員の確実な早期避難が可能であることの保証なしに原発稼働を認めることは、原発の稼働を住民の生命・身体の安全に優先させる考えであり、到底許されるものではない。

しかし、福島第1原発事故の教訓をふまえ、国が原子力防災の重点地域として川内原発半径30キロメートル圏内に居住する周辺住民の避難に関して関係各自治体で策定されている避難計画にはその実効性について重大な疑問がある。とりわけ福祉施設や病院の高齢者・障害者・入院患者等の災害弱者については、避難計画策定の目途さえたっていないという現状にあり、到底、川内原発の再稼働が許されるような状況ではない。

しかも、最近の民間団体の調査では、事故時の風向によっては、川内原発から50～100キロメートル内の地域にまで人体に有害な放射能汚染が及ぶ可能性も指摘されている。

しかしそうすると、現在の半径30キロメートル圏内の住民を対象にして策定されようとしている避難計画自体が極めて不十分なものとなり、周辺住民の安全性は、到底、保証できるものとはならないこととなる。

そこで、以下に、川内原発住民避難計画の欠陥・問題点について述べる。

2 住民全員の早期避難が可能であることの保証なしに、川内原発の再稼働は許されないこと

(1) 原発事故による放射能汚染から住民の生命・身体を守ることは、原発稼働の最重要課題であること

原発の稼働問題の最重要課題は、原発事故の絶対防止とともに、事故による放射能流出からの地域住民の防護、安全の確保にあることはいうまでもない。

そこで、原発稼働にあたって求められるのは、

- ① 原発にいかなる状況下でも事故を発生させない万全の安全対策が講じられること、

② 万が一原発事故が発生しても、放射能流出を防止するか、最小限におさえること、

③ 万が一放射能流出があっても、環境・人体に対する汚染・被曝を生じさせず、又は、これを最小限におさえることということ

の3点であり、これらが全て確保されない限り、原発の稼働は認められるべきでない（ただし、債権者らの立場は、たとえこれらの点が満たされても原発の稼働は一切認められないというものである。）。

これらの柱の1である、原発事故による放射能流出があっても住民に対する放射能被曝を極力防止するための最重要の措置が、放射能汚染地域からの住民の早期避難にあることはいうまでもない。

即ち、「放射能流出を伴うような原発事故の発生時に、放射能汚染地域から、住民全員の早期避難が現実的に可能であること」は、原発事故を発生させない等の要件と比肩すべき重要な要件であり、「原発事故から住民の生命・身体の安全を守る」という原発稼働における安全確保の最大目標からしても、この要件が満たされていない限り、原発の稼働が認められるべきでないことは当然である。

(2) 住民の避難計画の不十分を理由に原発の稼働を認めなかった米国最高裁

なお、米国ニューヨーク州ロングアイランドにあったショーラム原発は、住民の避難計画が不十分であるという住民の主張が受け入れられ、これが主な理由となって、1993年、最高裁は、ショーラム原発の稼働を認めなかった。

この結果、ショーラム原発は、ただの一度も稼働することなく、廃棄されることになったのである（甲第30号証。1991年10月20日付反原発新聞165号）。

これは、原発稼働にとって、住民の避難計画の確立がいかに重要であるかを如実に示す貴重な事例といわねばならない。

3 川内原発避難計画の実効性に関する重大な疑問

(1) はじめに

原発事故時の住民の避難については、周辺自治体が避難計画を策定し、同計画にもとづいて、事故時の住民避難が実行されることになっているが、国が求める川内原発から半径30キロメートル圏内に居住する住民の避難計画の策定そのものがいまだ十分なものとはいえず、既に策定されている計画についてもその実効性は極めて疑わしいものとなっている。

まず、川内原発から半径5～30キロ圏内の9市町村（主には薩摩川内市といちき串木野市）の住民避難計画は昨年12月までに当該自治体によって一応策定されているが、いわゆる災害弱者に対する避難計画についてはほとんど手つかずの状態であり、すでに策定されている避難計画についても下記のように数多くの問題を抱えており、その実効性には重大な疑問がある。

記

- ① 自家用車利用困難者についてはバスに頼る他ないが、必要なバスの輸送能力が大幅に不足するために、避難できない者が相当多数発生するおそれがあること。
- ② バスでの避難者は一時集結所に集合、待機しての避難であるために、バスに乗車するまでの時間帯に被曝するおそれがあること。
- ③ 住民全員が川内原発30キロ圏外への避難に要する時間が30時間以上かかる見通しであり、避難道路の破壊等があれば避難時間はその数倍になるおそれがあるということ。
- ④ 自動車は構造上外気の流入がさけられないため、長時間の避難走行中に、避難者が車内で放射能被曝を受ける危険があること。
- ⑤ 自動車による避難走行中、ガソリン補給やトイレ使用が困難になるという問題。
- ⑥ 原発事故時の風向によっては、放射能被曝地域は川内原発から50～100キロ圏内の地域にも及び、現在策定中の避難計画では対応できないこと。

- ⑦ 川内原発事故時の風向によっては、鹿児島市内も被曝エリアになる危険が十分あること。
- ⑧ 災害弱者に対する避難計画は策定の目途さえたっておらず、自治体関係者も、計画策定は困難であるとしていること。

以上に掲げたどの問題をとってみても、川内原発事故時の避難計画の実効性は極めて乏しく、いわゆる「机上の空論」でしかないことを示しており、既に策定されている避難計画も、原発事故発生時に被曝のおそれのある住民の避難を確実にし、その身体・生命の安全を保証するものとはなっていないのである。

以下に、川内原発に関する住民の避難計画上の各問題点について、具体的に述べる。

(2) 自家用車利用困難者避難の輸送手段について

ア 自家用車利用困難者のためのバスの不足

避難手段は自家用車が主となるが、自家用車を利用できない住民、特に災害時要援護者はバス等を利用したグループ避難の必要がある。

しかし、福島的事例で明らかなように、グループで避難しようとしても、バスの手配が簡単にいくわけではない。

実際にバスが必要になった時に、各々のバスが都合よく集合場所周辺に待機しているという必然性はないし、各対象市町村に登録されているバスの全数と十分な数の運転手がすぐに招集できるとは考えられない。

こうした条件を考慮し、川内原発避難圏内の各対象市町村に登録されているバスの30%がただちに利用可能であり、各車両に平均15人が乗車するとして、川内原発避難対象地域のバス乗車可能人数を推定して算出してみると、以下のようなになる（甲第31号証。法政大学環境政策講師上岡直見著、合同出版「原発避難計画の検証」68頁）。

避難対象人数	自家用車利用 困難者数	バス台数	バス乗車可能 人数
23万2118人	4万2571人	3053台	1万3739人

このように、バス等による集団輸送については、輸送能力が大幅に不足しており、バスに頼らざるをえない自家用車利用困難者の相当部分（上記推定計算によると約2万9千人）が避難できないおそれがある。

イ バス利用避難者の被曝問題

しかも、バス利用者は、バスで移動するまでの待機時間が長くなり、自家用車の利用者に比べて避難がかなり遅くなる。

このため、バスが来るまで一時建物内に留まるにしても、長時間の被ばくは避けられない。また、一時避難場所まで徒歩や自転車で移動するとすれば、屋外での被曝となり、総合的に自家用車による避難よりも被曝が大きくなる可能性がある。

一時集結所での待機時間を3時間と仮定して計算すると、「全行程を自動車で移動するケース」に対して、「一時集結所に集合してからバスで移動するケース」では、約3倍の被ばく量となると指摘する専門家（甲第31号証・77頁）もいる。

このように考えると、自家用車利用困難者は、運よくバス利用ができたとしても、避難場所に到着するまでに相当の被曝を強いられることになる。

(3) 川内原発半径30キロメートル圏内からの避難の問題点について

ア 川内原発からの避難に最大28時間余を要するという予測結果

「鹿児島県地域防災計画」によると、避難対象圏内から基本的に南または北方向に移動することになっているが、川内原発からの避難経路の大部分は片側1車線の道路であり、しかも、経路は少数の国道に限られているという実情がある以上、一斉避難による大渋滞が当然に予想される。

これらの点を考慮して避難時間をシミュレートしてみると、

- ① 国道のみ利用した避難者の川内原発半径30キロ圏内避難時間は、43時間、
- ② 国道・高速道路・主要地方道を利用できた避難者の同避難時間は、21.5時間、

になるという専門家の指摘（甲第31号証・156頁）もある。

ところで、鹿児島県は、本年5月29日、川内原発で重大事故が起きた際の住民の避難シミュレーションを公表したが、これによると、30キロ圏内の21万5千人の9割が圏外に逃げる所要時間は、9時間15分～28時間45分とされている。

この試算は、全員が自家用車で逃げ、5キロ圏内の住民約5千人の9割が圏外に出た段階で5～30キロ圏に避難指示が出ると想定したものであり、最も時間がかかるのは、車1台に2人が乗り合わせ、南九州道が通行止めの場合で28時間45分であり、逆に、最短は、4人が乗り合わせ、主な渋滞予想地点で交通整理ができた場合であり、9時間15分を要する、としている。

ただし、鹿児島県が「避難時間」としているのは、「9割の住民が30キロ圏外に出る」までの所要時間である。

しかし、南九州道が通行止めの場合には、9割が避難した28時間後も、原発から約10キロ地点の渋滞解消にさらに7時間かかる、としている。

鹿児島県は、「全員が圏外に出る」までの時間を試算、公表していないが、その理由として、米原子力規制委員会（NRC）の「大規模避難は9割が避難した時間を用いるべきだ」との指針になった、とした（甲第32号証。2014年5月30日付朝日新聞）。

なお、30キロ圏内の全員が一挙に逃げる場合や、市町ごとの所要時間については、鹿児島県は、一切、試算していない。

イ 避難道路の破壊・切断があれば、避難時間は数倍になる可能性があること

ただし、上記アの予測等は、避難道路自体が一切破壊・切断されていないことが大前提であり、原発事故を発生せしめた自然災害により、避難道路自体が破壊されることになれば、避難時間はどの位かかるのか、また、そもそも避難自体が出来るのかさえ不明となる。

なお、自家用車が利用できない人については、一時集合場所までの徒歩などによる移動や、その集合場所での待機時間、バスや公用車等の代替交通手段を手配する時間などが別途加わる。

また、避難指示が発令されてから、所在不明者の確認、災害時要援護者への個別対応等の時間等も必要である。

これらの条件をも考慮すると、避難を必要とする住民が全て30キロメートル圏外に脱出するには、実際には、上記アの計算値の数倍の時間が必要となる可能性も十分考えられる（甲第31号証・118頁）。

ウ 自動車による避難中も車内への放射能侵入と被曝は避けられないこと

ところで、避難計画によると、避難手段としてはそのほとんどが自動車によるものであるが、この自動車による避難走行中にも、放射能を含んだ外気が車内に侵入し避難者への放射能汚染を発生させる危険がある。

即ち、自動車の構造からして、その車内は外気から完全に遮断されている密室状態ではなく、走行中は常に外気が入りこむ構造となっている（このことは、例えば水中におかれた自動車には下方から水が浸入してくることからも明らかである。）。

このように、自動車は窓を閉めていても完全な密室構造とならないことから、避難移動中に、外気とともに、放射能が車内に侵入することは避けられないことになる。

自動車での避難に要する時間が20時間を超えるというシミュレーションによる予測が正しいとすると、結局、自動車による避難者は、車中で長時間

の放射能被曝を受ける可能性もでてくるのである。

もしそうであれば、自動車での避難も危険ということとなり、避難自体が不可能ということにもなろう。

エ 自動車による避難時の燃料補給等の問題

また、避難時には通常時の何十倍もの車輛が一斉に移動することになるため、ガソリン量が不十分な車に必要な燃料の補給ができるかという問題もある（甲第31号証・99～100頁。特に夏場であればエアコンも使用するため、ガソリンの消費は更に増大する。）。

そもそも、原発事故の発生時に、半径30キロ圏内でのガソリンスタンドの営業は到底期待できない上に（ガソリンスタンドの従業員も避難対象となる上に、営業しようとしても、室外での作業となるために放射能被曝があるため、営業不能となろう。）、圏外においても、ガソリンスタンドの設置数が、急激な需要に追いつかず、不足すると考えられる。

なお、避難移動に20時間以上も要するのであれば、避難者のトイレの使用も無視できない問題である。

即ち、大渋滞の中でトイレの場所が確保できるかという問題もあるが、場所が確保できたとしても、トイレの使用のためには車外に出なければならず、ドアをあけて車外に出るたびに車内に放射能が流入する。しかも、車外に出た避難者は必ず外気にふれることとなるために、放射能被曝を受けることになるからである。

このように考えてくると、自動車での一斉避難は、「机上の計画」では可能ということになっても、現実には数多くの障害が考えられる。

そして、屋内よりも被曝の危険が高い車中に長時間居続けることにより、避難中に避難計画で想定できない多量の被曝を受けることが十分に考えられるのである。

4 風向によっては、川内原発から50～100キロの地域まで避難が必要となる

可能性について

(1) 事故時の風向き次第で、放射能被曝は30キロ圏を大きく越えるという試算

国は、防災対策を重点的に進める緊急防護措置区域(U P Z)を概ね30キロ圏内としているが、この「30キロ」という数値については、「それ以上では放射能被曝はおこらない」という明確な科学的根拠が存在しているわけではない。

民間の調査会社である環境総合研究所の試算によると、川内原発で放射能流出の重大事故が発生した場合は、事故時の風向きによっては、30キロ圏をこえて鹿児島市の一部にも及ぶ試算となっている。

即ち、「同研究所は福島原発事故後、最も放射性物質の飛散が多かった2011年3月15日の福島県飯舘村や福島市などの放射性セシウム、ヨウ素の観測データから飛散総量を推定。推定した放射性物質の飛散総量が放射性プルーム（放射性雲）となって移動し、降雨で九州各地に落下した場合の、1時間平均の空間線量率をレベル別に地図に示した。原子力規制庁が12年に公表したのと違い、山や谷などの地形を考慮し、より正確な試算になっているという。」(甲第33号証。2014年6月23日付西日本新聞)。

(2) 川内原発事故時の風向きでは鹿児島市内への避難ができなくなる可能性

環境総合研究所の試算によると、「原発周辺で軒並み高線量を算出。風速毎秒2メートル（市街地で日常的に吹いている風）で西南西の風が吹いた場合、川内原発から東に約6キロの医療機関では事故直後、1時間当たり294マイクロシーベルト。国が1週間以内の避難を求める基準値（同20マイクロシーベルト）の15倍に相当する高い値だ。原発周辺で年30日程度観測される北西の風だと、原発から30キロ超の鹿児島市内でも最大24マイクロシーベルトに達した。薩摩川内市、いちき串木野市などの約5万7千人が鹿児島市を避難先に指定されているが、風向き次第で避難が困難となる可能性がある。」と報道されている（甲第33号証）。

環境総合研究所が示した川内原発重大事故時のシミュレーション図によると、

事故時に北西の風であった場合には、川内原発から100キロメートル圏内の風速毎秒2メートルにおける1時間あたりの平均空間線量は5マイクロシーベルトとなり、さらに、鹿児島市内も含む50キロメートル圏内では10マイクロシーベルトとされている。

また、事故時の風が南西の風であった場合には、川内原発から100キロメートル圏内の1時間あたりの平均空間線量は2マイクロシーベルト（図からすると、50キロメートル圏内の1時間あたりの平均空間線量は5マイクロシーベルトと思われる。）になることが示されている。

(3) 事故時の風向き次第では鹿児島市内からの避難も必要

「事故時の放射性物質の拡散予測は、原子力規制庁が12年10月に全国16カ所の原発を対象に公表したことがある。ただ、この時は山や谷などの地形を反映していなかった。環境総合研究所の青山貞一顧問は『山間部よりも谷間に放射性物質が流れやすいなど地形で経路は大きく左右される』とし、規制庁の試算は不十分だとみる。地形を考慮すると、試算の計算値が数十万～数百万倍違うという。同研究所は、国土地理院の地形状況も踏まえて試算。風速が毎秒2メートルだと、放射性プルーム（放射性雲）となった放射性物質は1時間で約7.2キロ移動し、4時間強で30キロ先に到達する計算。行政の試算によると、川内、玄海両原発では30キロ圏内の住民が圏外に避難するまでに24時間前後かかるとされ、一定量の被ばくは避けられそうにない。」（甲第34号証。2014年6月23日付西日本新聞）。

このようなことからすると、川内原発の事故時の風の方向によって、少なくとも熊本方面への50キロ圏内からの避難が必要になったり、鹿児島市方面50キロ圏内からの避難が必要ということになる。

(4) 事故時の風向き問題と避難計画について

ア 事故時の風向きを考慮した避難計画の策定は不可能であること

ところで、「薩摩川内市の避難計画では、原発から5キロ圏内の住民約5千

人は原子炉の緊急事態が宣言された段階で鹿児島市内の5ヵ所に避難する。4地区にある40自治会ごとに避難経路が指定されており、両市を結ぶ南九州道や国道3号、国道10号、国道267号、県道などを通る。目的地の避難先に指定されているのは県文化センターなど。だが、その選定で風向きは考慮されていない。気象庁によると、2010年までの30年間に薩摩川内で観測された最多の風向きを月別にみると、8月のみ東風で、それ以外の月は北西を中心に西北西から北北東の風だった。北西風なら鹿児島市は原発の風下にあたる。」(甲第35号証。2014年5月25日付朝日新聞)。

このように考えると、川内原発事故時に薩摩川内市が5キロ圏内住民の避難先として予定している鹿児島市方面への避難が不可能となるケースは十分考えられるが、そうなると、鹿児島市方面への避難計画そのものが実効性のないものとなろう。

事故発生当時の川内原発付近の風向を避難計画策定当時に確知すること自体不可能であるが、事故時の風向によって、避難の方向、避難住民の範囲、避難先、避難の距離等が全く異なってくるという事実があることからすると、事前に(事故後の風向が全く予測できない現状で)事故時の風向を考慮した実効的な避難計画を策定すること自体ほとんど不可能というべきである。

イ 事故時の風向によっては鹿児島市内住民の避難の事態もおこりうること

また、事故時の風向によって、毎時5マイクロシーベルトをこえる放射線量による放射能汚染が半径50キロメートルの範囲内に発生する可能性がありうるにも拘らず、現在のところ、関係自治体で策定されようとしている避難計画は半径30キロメートルの範囲内の住民に対する計画しか策定されようとしていない。

即ち、避難計画は事故当時の風向を考慮することなく、30キロメートル内に居住する住民の避難の計画が策定されようとしている。

しかし、先にみたように、現実には風向によって大きく異なり、風下に居

住する住民は、50～100キロメートルの居住者の者を対象にしなければならない。

また、風向の風下への避難をさけることになるが、そうなると、避難先も制限されるし、最も受入れが可能な鹿児島市への避難ができなくなる可能性も十分ある。

それどころか、風向により、鹿児島市の住民約60万人の半数が避難しなければならない事態も十分考えられるが、その避難計画は存在しておらず、その策定そのものが極めて困難である。

5 災害弱者の避難については計画策定の目途さえたっていないという川内原発の現状

(1) 要援護者の避難計画はほとんど出来ていない現実

更に重大な問題は、川内原発半径30キロ圏内にある病院や福祉施設で、事故の際に入院患者や高齢者ら「災害弱者」を避難させる計画の策定が大幅に遅れ、その避難計画策定の目途さえたっていないということである。

朝日新聞（甲第36号証の1。2014年3月25日付）によると、「鹿児島県によると、川内原発（薩摩川内市）から30キロ圏内には約80の病院、約160の福祉施設があり、想定する避難者は計約1万400人。だが、県が計画策定を把握したのは、四つの福祉施設（3月24日現在）で、今月末までにさらに3カ所で策定される見込み。県の担当者は『現状では、（受け入れ先となる）30キロ圏外の病院や福祉施設がほぼ満員。会議室など空き部屋を使っても受け入れ先を調整するのは難しい』と話す。」とされている。

なお、「2011年3月の東京電力福島第一原発事故では、福島県が把握しているだけで30キロ圏内にある14病院の入院患者ら1310人が避難。県内に約700人、県外に約600人が搬送された。約5キロの場所にある病院と老健施設の2施設では、負担が大きい長距離・長時間の搬送を強いられたり、避難先の設備が不十分だったりしたため、4月末までに51人が死亡した。」

(甲第36号証の2。2014年3月25日付朝日新聞)ということであった。

また、南日本新聞(甲第37号証。平成26年3月14日付)も、「川内原発5～30キロ圏(U P Z)内9市町村の住民避難計画は昨年12月までに策定済みだが、独自に策定を求められている病院・福祉施設や在宅の要援護者については、避難計画のめどはたっていない。」と報道している。

(2) 自治体関係者も策定は困難とする要援護者の避難計画

また、「これに在宅の要援護者が最低で約5900人(鹿児島県まとめ)加わる。ある自治体関係者は『受け入れ先が見つかるのか。健康状態もそれぞれで対応が難しい』と頭を抱える」(甲第38号証。2014年3月24日付南日本新聞)ともされている。

なお、鹿児島県の伊藤祐一郎知事も、平成26年6月13日、(川内原発から)「30キロまでの要援護者の避難計画は現実的ではなく不可能だ」、(要援護者の避難計画の策定は)「10キロで十分だと思っている」、「時間をかけたら空想的なものは作れるが、実際問題としては、なかなかワークしないでしょう」と発言し(甲第39号証。2014年6月14日付朝日新聞)、要援護者の避難計画の策定の困難さを吐露しているのである。

6 実効性のある避難計画がない状態のままでの川内原発の稼働は絶対に許されないこと

(1) 災害弱者の避難の見通しもない状態で原発の稼働は認められないこと

以上のように、川内原発半径30キロ圏内の住民の避難計画については、既に策定されたものについてもその現実の実効性は極めて疑わしいものとなっているばかりか、特に高齢者、入院患者らの災害弱者に対する避難については、避難計画そのものの策定の具体的見通しさえない状況である。

このように、災害弱者をはじめとする事故時の地域住民全員の避難の実現の具体的目途が全くたたない状況下で原発の稼働を認めることは、万が一川内原発に福島第1原発事故程度の原発事故が発生した場合には、とくに災害弱者を

はじめとする周辺住民の一部に必要とされる避難ができない状態が発生し、一部の住民の生命身体が重大な危険にさらされることになりかねない。

しかし、そうすると原発の安全性を考える上で最も重大な課題ともいえるべき住民の生命身体の安全が損なわれるということになるのであり、これは、到底、許されないものである。

(2) 「住民の納得なしで再稼働は考えられない」としていた原子力規制委員会の田中委員長の発言

原子力規制委員会の田中俊一委員長は、2012年9月の同委員会において、「防災計画は住民が納得できるものがなければ、再稼働は考えられない。」と強調していた。

ところが、2013年3月の定例会見では、「(計画と再稼働は)直結しない。」と発言を後退させた(甲第40号証。2013年11月7日付南日本新聞)。

このような、田中委員長の発言の後退の背景にどのような事情があったかは分からないが、もし、この発言の後退が、現地での実効性ある避難計画の十全な策定が困難な現実と直面してのものであったとしたら、断じて許し難いことといわねばならない。

(2) まとめ (実効性のある避難計画がない状態のままの川内原発の稼働は絶対に許されないこと)

ア 原発事故が発生した場合に、周辺住民の放射能被曝を防止し、その生命・身体を守るためには、放射能汚染地域外へ直ちに避難する外に方法がないこと

川内原発の重大事故発生時に同原発から放射能が流出しはじめた場合、周辺地域の放射能汚染は風によって急速に進行することとなる。

従って、周辺地域に居住する住民がこの流出し続ける放射能による被曝を受けないようにするためには、放射能被曝地域から一刻も早く避難するしか方法がないことは明らかである。

原発周辺地域で、債務者ら電力会社も加わり、原発事故を想定した避難訓練が毎年のようにくり返され、また、関係自治体が、国の求めにより、原発半径30キロ圏内の住民を対象とした詳細な避難計画の作成に力を入れているのも、放射能流出をおこすような原発事故が発生した場合に、周辺住民の放射能被曝を防止し、その生命・身体を守るためには、放射能汚染地域外へ直ちに避難する外に方法がないからである。

イ 原発事故により流出する放射能による被曝から全ての対象住民の避難を確実に保証できる実効性ある避難計画が策定されない限り、原発の稼働は許されてはならないこと

この放射能被曝地帯からの避難において、例えば、病人・高齢者等の災害弱者については避難の体制がとれないとか、自家用車避難困難者についてはバス等の避難手段が不足するとかの事情で避難が大幅に遅れるとか、避難そのものできない住民がでてくるとか、また、避難できたとしても、自動車での避難途上で車内での放射能被曝を受けてしまうとかの事態が発生したとしたら、避難対象住民について、放射能被曝からの生命・身体の安全は保証されないことになる。

従って、このように、原発事故により流出する放射能による被曝から全ての対象住民の避難を確実に保証できる実効性ある避難計画が策定され、これが存在していない限り、放射能流出事故発生の可能性が否定できない原発の稼働が許されてはならないことは至極当然のことである。

ウ 重大事故時に放射能被曝地帯から全ての居住住民の避難と被曝回避を確実に実現できる避難計画の策定や、その保証も何ら存在していないことが明らかである以上、川内原発の稼働を認めることは絶対に許されないこと

しかるに、これまで詳細にみてきたように、今日、川内原発周辺住民を対象にして、各自治体で策定されている避難計画そのものが極めて大ざっぱな机上のものにすぎず、検討すればする程、欠陥が露呈し、それが実効性のな

いものであることは明らかとなってきた。

このことは、専門家や報道機関からも指摘されており、また、避難の対象とされている周辺住民、関係自治体の責任者自身からも、その実効性についての不安や疑問が続出しているのが実情である。

以上の次第であるから、債権者らがこれまでも述べてきたように、現在の時点で、川内原発重大事故時に放射能被曝地帯からの全ての居住住民の避難と被曝回避を確実に実現できる避難計画の策定や、その保証も何ら存在していないことが明らかである以上、川内原発の稼働を認めることは絶対に許されないものである。

以 上